

早めの申請を！ 令和4年福島県沖地震の住宅応急修理支援事業

■申請期限 5月31日(火) 17:00まで

■修理期限 6月15日(木)

■受付窓口 役場2階 建設水道課

■その他

- ・申請時には、被災状況が分かる写真およびり災証明書をお持ちください。
- ・上記申請期限と修理期限は状況により、延長となる可能性があります。

☎建設水道課 ☎582-2127

被害の区分 (り災証明書)	支援内容
全壊	・日常生活に必要な最小限度の住家部分を応急的に修理します(応急修理は、町が業者に依頼して実施)。 ・修理限度額 1世帯あたり 59万5千円まで
大規模半壊	
中規模半壊	
半壊	・日常生活に必要な最小限度の住家部分を応急的に修理します(応急修理は、町が業者に依頼して実施)。 ・修理限度額 1世帯あたり 30万円まで
準半壊	

↑ **大規模半壊以上は
資力要件なし**
 ↓ **中規模半壊以下は
資力要件あり**

被災家屋の公費解体・撤去の相談を受け付けます

3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により、甚大な被害を受けた家屋について、災害廃棄物処理事業制度(公費解体・費用償還(自費解体))に基づき、町が所有者に代わって被災した家屋の解体・撤去を行うことができます。家屋の解体を希望する場合は、ご相談ください。

■受付期間 4月18日(月)～28日(木) (土日受付)
 9:00～15:30

■受付窓口 役場2階 生活環境課

※混雑防止のため、**事前に電話で来庁希望日を必ずご連絡ください。**また、上記日程での相談が難しい場合もご相談ください。

■制度概要

制度	内容
公費解体	被災家屋所有者の申請に基づき、町が所有者に代わり解体・撤去するもの。
費用償還	被災家屋を自らの費用負担により、解体・撤去した所有者に対し、国が定める算定基準の範囲内で、要した費用を償還するもの(見積書、契約書、領収書、工事写真などが必要)。

■対象家屋

り災証明書で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の判定を受けた家屋(物置など含む)で、全部解体する場合(一部のみの解体は不可)が対象となります。

り災証明書 判定区分	公費解体 公費撤去	条件
全壊	○	・全部解体する場合
大規模半壊 中規模半壊 半壊	○	・全部解体する場合 ・損壊により他人の財産に損害を生じさせる恐れがあるもの。 ・損壊により人的・物的損害が生じる恐れがあるもの。
準半壊 一部損壊	対象外	—

☎生活環境課 環境係 ☎582-2123

桑折町災害見舞金

地震により被害を受けた世帯に対して、見舞金を支給します。

罹災証明区分	災害見舞金
全壊	1世帯につき 100,000円
大規模半壊 中規模半壊 半壊	1世帯につき 50,000円

※同一住家内に複数の家族が居住しており、それぞれ個別に生計を営んでいる場合でも、1世帯として認定します。

※離れなどに居住する人について、生計が母屋と別な場合でも、住民基本台帳上同一であれば1世帯として認定します。

※倉庫、店舗などは対象外です。

■必要書類

- ①り災証明書の写し
- ②世帯主義の預貯金通帳の写し

■窓口 役場1階 健康福祉課

☎健康福祉課 福祉介護係 ☎582-1134

災害援護資金貸付金

災害により世帯主が1か月以上の負傷をした場合や、住居・家財などに相当程度の被害を受けた場合、所得が一定額未満の世帯については、生活再建に必要な資金の貸し付けを受けることができます。

■貸付限度額

被害の種類・程度に応じて、貸付限度額が異なります。

被害の種類・程度	貸付限度額	
	世帯主の1か月以上の負傷	
	なし	あり
家財および住居に被害なし	—	150万円
家財の3分の1以上の損害	150万円	250万円
住居の半壊	170万円(250万円)	270万円(350万円)
住居の全壊	250万円(350万円)	350万円
住居の全体が滅失もしくは流出	350万円	350万円

※被災した住居を建て直す場合は、()内の額となります。

■所得額制限

世帯人員	総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに、730万円に30万円を加えた額

※世帯の住居が滅失した場合は、1,270万円

■必要書類

り災証明書の写し

■窓口 役場1階 健康福祉課

☎健康福祉課 福祉介護係 ☎582-1134

昭和大橋 通行止め

3月16日に発生した地震により被災した「昭和大橋」は、**当面の間通行止め**となります。う回する際は「伊達崎橋（県道31 浪江国見線（大型車通行止め））」または「大正橋（県道125 保原桑折線）」をご利用ください。大変ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

☎建設水道課 建設係 ☎582-2127

住宅ローンなどの減免・減額

地震により被災された人について、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき、住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。同ガイドラインの概要は、一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関ホームページ (<http://www.dgl.or.jp/>) をご覧ください。

☎福島財務事務所 理財課 ☎535-0303

歴史資料の保存について

古文書や美術品などで、地震の被害を受け処分を検討している場合は、町へご相談ください。歴史資料として町で保全するか検討します。

地域の歴史を伝える大切な歴史資料の保存のため、ご協力をお願いします。

☎教育文化課 生涯学習係 ☎582-2403

入浴施設無料開放の終了について

地震による被災者支援として、桑折町民限定で、「うぶかの郷」および「大かや園」の入浴を無料開放していましたが、4月17日をもって終了します。

なお、地震の影響により引き続き自宅での入浴が困難な場合は、健康福祉課までご相談ください。

☎健康福祉課 ☎582-1133